

令和 7 年度若年技能者人材育成支援等事業

委託事業推進計画

島根県地域技能振興コーナー

○事業の趣旨・目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっています。また、情報技術を有効に活用できることが重要であります。このため、「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることとします。

計画・実行に当たっては「ものづくりマイスター等」を認定し、その活用を図る。また、本県の実情に即し、若年者が進んで技能者を目指す気運を醸成できるよう地域の関係者との連携・協力のもとに技能振興事業を展開します。

○実施内容

1. 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー	
島根県技能振興コーナーを設置する。 所在地：島根県松江市西嫁島 1－4－5 SP ビル 2 階 電話 0852-61-0051 FAX 0852-22-3404	
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制	
島根県技能振興コーナーのコーナー長を 1 名配置し、コーナー事業の実施責任者とする。 事務責任者 1 名、一般職員 1 名、事務補佐員 1 名を配置する。	
2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集を行う。特に要望の多いものづくりマイスター職種を各地域に配置出来るよう掘り起こしを行うとともに、マイスター職種の増加を進めます。 ものづくりマイスター 11 名以上
(2) ものづくりマイスターへの説明	認定を受けたマイスターには、実技指導等にあたる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する旨周知します。

	また、当該年度に初めて実技指導等を開始する前には、コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について、文書等により通知説明します。												
(3) 申請書類の取りまとめ	認定申請を行う者に対し、申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類はコーナーがとりまとめてセンターに提出します。												
(4) ものづくりマイスターに対する研修	新たに認定されたものづくりマイスター（講習免除を除く）を対象に、指導技法講習（個人情報保護・ハラスメント・実技指導の結果報告書作成方法等）を開催するほか、ものづくりマイスターの相互啓発を兼ねた会議等を開催し指導技法のレベル向上に努めます。 ・ものづくりマイスター指導技法講習 2回程度 ・3年間活動実績の無いマイスターに対する継続の意思確認と最新情報提供 ・ものづくりマイスター会議（意見交換会） 2回程度 ・マイスター意見交換会（中央）に派遣												
3. ものづくりマイスターの活用に係る業務について													
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	コーナーの窓口においては、技能検定の実技試験等の課題を活用した若年技能者の人材育成に係る取り組み方法等のコーディネート、ものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。												
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施	ものづくりマイスターを中小企業や工業高校等に派遣し、高度な技能を習得するための実技指導を実施します。 —最長20日間— <table> <tr> <td>(ア) 中小企業</td><td>15社</td></tr> <tr> <td>(イ) 団体</td><td>15団体</td></tr> <tr> <td>(ウ) 工業高校等</td><td>21校</td></tr> </table> ものづくりマイスター派遣指導活動数 <table> <tr> <td>(ア) 中小企業</td><td>280人日</td></tr> <tr> <td>(イ) 団体</td><td>120人日</td></tr> <tr> <td>(ウ) 工業高校等</td><td>1000人日</td></tr> </table>	(ア) 中小企業	15社	(イ) 団体	15団体	(ウ) 工業高校等	21校	(ア) 中小企業	280人日	(イ) 団体	120人日	(ウ) 工業高校等	1000人日
(ア) 中小企業	15社												
(イ) 団体	15団体												
(ウ) 工業高校等	21校												
(ア) 中小企業	280人日												
(イ) 団体	120人日												
(ウ) 工業高校等	1000人日												

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	ア サポステからの要請を受け、様々な要因で未就労になっている若者に対して、ものづくりマイスターを活用した必要な支援策を検討し実施します。 イ 小中学校の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 公民館等における「ものづくりの魅力」発信 (イ) 公民館等イベント 40件 (オ) 小中学校 40校 ものづくりマイスター派遣指導活動数 (イ) 公民館等イベント 1000人日 (オ) 小中学校 1000人日
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	◆ ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者を企業等に対し派遣指導を行います。受講者延べ人日 20人日 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等で不特定多数を対象に体験プログラムを実施し「ものづくりの魅力」発信を行います。受講者延べ人日 80人日
4. 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選の実施	実施職種：1 職種（電工）以上 開催時期：令和 7 年 9 月中旬 2 名程度
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	①技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手の旅費や工具運搬費を支援 ・対象者数：選手 10 名程度 - 若年者 : 3 名 - 技能五輪 : 7 名 松江農林より造園参加 1 名（若年者） 配管 3 名、フラワー装飾 1 名（技能五輪） ②技能五輪及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手の指導者に対し旅費を支援 ・対象者数：指導者 10 名程度
(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	

5. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について

(1) 連携会議の設置	地方公共団体、労働局、経営団体等をメンバーとした連携会議を設置します。 連携会議は、実施計画（当年度の事業実施内容）を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施にあたっての連携・協力の在り方の方針を決定します。また、事業実施状況を報告します。 連携会議メンバー ●経済団体：島根県商工会議所連合会事務局長、島根県商工会連合会事務局長、島根県中小企業団体中央会事務局長、（一社）島根県経営者協会専務理事 ●公共訓練施設：（独法）高齢・障害・求職者支援機構島根職業能力開発促進センター所長、同島根職業能力開発短期大学校校長、島根県立東部高等技術校校長、島根県立西部高等技術校校長 ●教育関係者：島根県教育庁教育指導課長、島根県高等学校工業教育研究会会長、島根県中学校校長会、島根県小学校校長会 ●技能士団体：島根県技能士会連合会会長 ●公共団体：島根労働局職業安定部訓練室室長、島根県商工労働部雇用政策課課長
(2) 連携会議の開催回数	・会議開催 年2回 5月：実施計画を踏まえた方針決定 12月：事業実施状況の報告
(3) 都道府県労働局との連携	大学や専門学校等の教育機関（工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局との連携の上、派遣先の開拓を実施する。

○目標

1. 成果目標	
(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に活かせるとした受講生の割合	90%以上
(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	90%以上
(4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	90%以上
2. 活動目標	
(1) ものづくりマイスターの認定者数	11人以上
(2) ものづくりマイスターの活動数	3400人日以上

島根県地域技能振興コーナー事業スケジュール案

[illegible]

ものづくりマイスター等の活用等、連携会議の設置・運営	2025 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2026 年 1 月	2 月	3 月
ものづくりマイスター制度等の広報	←	教育関係者へ発信 ↔			HP 等による情報発信						教育関係者へ発信 ↔	→
ものづくりマイスターの開拓 相談援助・指導のニーズ把握等	←				中央:ものづくりマイスターの認定、登録							→
企業等への相談・援助	←				対象企業等の把握・調整(訪問等による)							→
ものづくりマイスターによる 実技指導	←				実技指導							→
若者に対する「ものづくりの 魅力」発信	←											→
熟練技能者による派遣指導及 び「ものづくりの魅力」発信	←											→
連携会議（5 月、12 月）		1回目 ↔								2回目 ↔		